

特定個人情報の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報の保護に関する考え方

大阪広域環境施設組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、本組合においても管理体制等を整備し、また、職員等に遵守させるための措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（※）を遵守する。

※法令等には法律、本組合条例・規則の他、次のものを含む。

- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・個人情報の保護に関する事務取扱要綱（平成27年12月25日制定）
- ・その他、特定個人情報等の取扱いについて本組合が定めた規程等

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の特定個人情報等の適正な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・利用・提供・保管・廃棄・消去

特定個人情報等は、番号法に定められた事務の目的の達成に必要な範囲内で適正に収集、利用、提供及び保管するとともに、保有する必要がなくなった特定個人情報等は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部または一部の処理を委託しようとするときは、委託先（再委託先を含む）において、番号法に基づき本組合自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。